

子どもの権利を 護るための支援

1

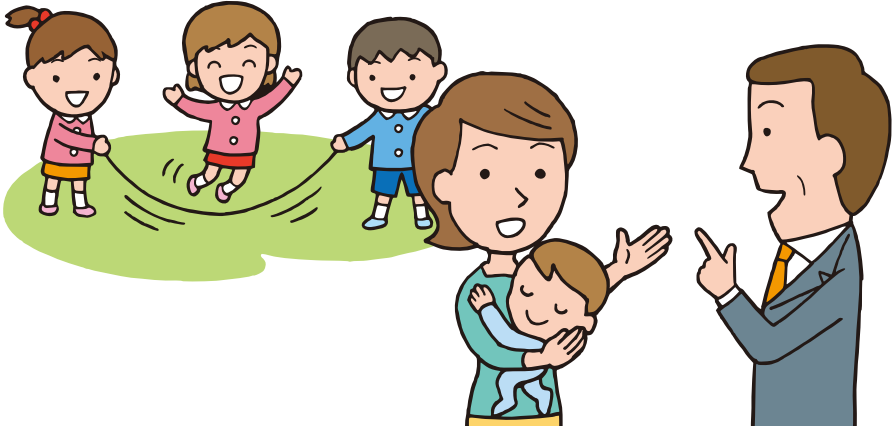
子ども・若者の支援

若者の経済的自立の支援や子ども対象の法律講座などに関わってきた司法書士の視点で、子ども・若者が巻き込まれるトラブルや、子ども、若者の悩み・不安を解消するため、相談・法的支援を行います。

2

保護者に対する支援

児童虐待の原因の一つである保護者の生活困窮の問題に対し、債務整理や生活保護手続、養育費請求など、保護者の経済的再生を支援します。また、保護者（ひいては子ども）の精神衛生に大きく関わるDVや離婚などの問題に対する相談・法的支援を行うことにより、児童虐待の予防に貢献いたします。



3

児童の保護と未成年後見制度の利用

児童虐待により児童の保護を必要とする場合、親権停止・喪失の申立や未成年後見人選任の申立を支援したり、未成年後見人に就任したりすることにより、問題に対応いたします。

4

要保護児童対策のための地域ネットワークへの参画

要保護児童をとりまく問題解決へ向けて、各地域における個別ケース検討会議への参加、助言など、法的知見を活かし、子どもや家族を支援する機関（者）として地域ネットワークに参画します。